

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
鴨川市	平中二集落	令和4年3月23日	—

1 対象地区的現状

①地区内の耕地面積	14.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14.7ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	10.1ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.1ha
④地区内における中心経営体が引き受けている耕作面積の合計	1.1ha
⑤地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区的課題

- 傾斜の急な中山間地が中心であるため、耕作条件が悪く荒廃が進みやすい農地が多い
- 農業者の高齢化等の問題により、将来的な担い手が確保できていない

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平中二集落周辺の農地利用については、中山間地域等直接支払制度の活動を通し、生産基盤となる農地維持や水路、農道整備などの改善に努めていきつつ、中心経営体となる農業者を中心に集約化を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	(氏名・名称) 農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	H氏	酪農+水稻	0.2 ha	酪農+水稻	0.2 ha	地域内
法人	Y氏	水稻	0.9 ha	水稻	0.9 ha	地域内
計			1.1 ha		1.1 ha	

4 2の課題解決のための具体的な方針

○耕作条件の悪い農地が多い

農業者各自の作業以外にも、集落で共同しての草刈りを7月・10月前後に行い、荒廃農地の発生防止に努める

○将来的な担い手の不足

農業者の親族等に田植え・草刈り・稲刈り等の農作業に協力してもらい、将来的な担い手を少しでも確保していく。